

3月・4月は住民異動シーズン 届け出をお忘れなく

■住所変更などの主な届け出

こんなとき	届け出の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
村外から移ってきたとき	転入届	□転出証明書(前住所地で発行) □国民年金手帳(加入者のみ) □小・中学校児童がいる時は在学証明書	本村に来てから14日以内
村外へ移るとき	転出届	□国民健康保険証(加入者のみ) □印鑑登録証(登録者のみ) □転出先の住所	村外に移る前に
村内で住所を変更したとき	転居届	□国民年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)	引っ越した日から14日以内
世帯主が変わったとき	世帯主変更届	□国民健康保険証(加入者のみ)	変更した日から14日以内
加入している保険が変わったとき	取得届	□国民健康保険証(世帯に加入者がいる場合) □資格喪失証明書	異動した日から14日以内
	喪失届	□国民健康保険証 □新しい保険証	異動した日から14日以内

※印鑑はどの届け出にも必要ですので、忘れずに持参してください。

4月1日から三種混合予防接種の 取り扱いが変わります

※任意接種とは、予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種をいい、接種間隔を過ぎてしまった予防接種や定期接種の年齢枠から外れて接種する場合なども含まれます。なお、任意接種の場合は、国で定められた補償を受けることができません。

■問い合わせ 村住民福祉課健康係 ☎29-1231

(3回接種)：生後3か月～12か月未満
接種時期 ▼初回：「1回目」生後3か月～「2回目」1回目から3～8週間後(※間隔を過ぎた場合は、2回目以降すべて任意接種扱いになります)／「3回目」2回目から3～8週間後(※間隔を過ぎた場合は、3回目以降任意接種扱いになります) ▼追加(1回接種)：初回終了後1年～1年半

◆**対象外について**
 対象月齢内であっても、接種間隔が初回接種では3～8週間、追加接種では1年～1年半を過ぎてしまうと、定期の予防接種ではなく任意接種となります。

●**手続きについて**
 任意接種の場合は、接種するための「同意書」に必要事項を記入し、医療機関に提出する必要があります。詳しくは、役場住民福祉課健康係にお問い合わせください。

●**料金および健康被害について**
 料金は、定期の予防接種と同様に公費負担となり、万が一健康被害が発生した場合は、全国町村総合賠償保障保険制度で対応します。

3

月から4月にかけては、転勤や就職、進・入学などにより住民異動が多くなります。この時期、初めて住所を変更するという方も多いでしょう。

正しい住所を届けていないと、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付が受けられなくなる場合があります。さらに、お子さんの入学などさまざまな影響が出

3

右の表に該当する方は、届け出の種類に応じて必要なものを持参し、役場住民福祉課窓口で異動の手続きを行ってください。また、国民健康保険や国民年金に加入している方は、保険証や年金手帳も忘れずに持参してください。

■**問い合わせ** 村住民福祉課住民係 ☎49-3112

年金を受給されている方の 現況確認の方法が変わりました

み

なさんの手続きを簡単にするため、平成18年10月から住民基本台帳ネットワークシステム(住民基本台帳に基づき、市町村間、国の行政機関などに本人確認情報の提供を行うための全国ネットワークシステム)を活用して年金受給者の現況確認を行うことになりました。

これにより、毎年、誕生日に提出が必要だった「年金受給権者現況届」が、12月生まれの受給者の方から原則として不要になりました。

現況届の提出が不要となる受給者の方には、これまで現況届が送付されていた誕生日の月初めか前月末に、社会保険業務センターから「現況届が不要になります」といった内容のお知らせが送付されます。

しかし、転居や住所、地番などの変更によって、住民票の基本情報と社会保険庁が管理している年金受給者の本人基本情報(氏名・

性別・生年月日・住所)が違う方は、「住民票コード」を社会保険庁に届けることで、現況届を提出する必要がなくなります。

「住民票コード」が不明な場合は、「住民票コード」を記録した住民票抄本(一通200円)の交付を請求することで確認できます。

なお、村では、本人(または同じ世帯の方)が役場窓口で現況届書類を持参し、申し出た方については、年金受給者の現況確認に限り「住民票コード通知票」を無料で交付しています。

ただし、同一世帯の家族以外の方に頼む場合は「委任状」が必要となり、電話による問い合わせの場合は、本人であっても住民票コードをお知らせすることはできません。

また、「住民票コード」を届けなくても年金の支払いには影響が無く、住民基本台帳ネットワークシステムに参加していない市区町村(矢祭町・東京都国立市・東京都杉並

●住民票コード通知票(平成14年7月に通知したときのもの)

住民票コード通知票

No.	氏名	住民票コード	生年月日	性別
1	鮫川 太郎	30656968100	昭和7年2月7日	男
2	鮫川 大介	99393300854	昭和27年2月1日	男
3	鮫川 花子	25653168800	昭和28年1月5日	女
4	**以下余白**			
5				

あなたの世帯の住民票コードは上記のとおりですので通知します。

鮫川村長

●住民票コード通知票(現況確認の場合に交付するもの)

住民票コード通知票

963-8407
 福島県東白川郡鮫川村
 大字赤坂中野字新宿39番地5

鮫川 太郎 様

住民票コード通知票

住民票コード 30656968100 生年月日 昭和7年2月7日 性別 男

氏名 鮫川 太郎

あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。

作成年月日：平成19年2月19日

福島県東白川郡鮫川村長 大樂 勝弘

■**住民票コードについて**
 住民票コードは、個人の住民票に付いた11桁の数字で、全国共通の番号として一人ひとり異なる数字が付いており、村では平成14年7月に全世帯に住民票コードを通知しています。
 住民票コードの付設は、住民基本台帳法により、住民票の記載事項として定められていますが、民間部門での利用は禁止されており、行政機関が利用する場合でも法律で具体的に限定されています。

区)に住んでいる方や外国籍の方と同じように、今までどおり毎年、誕生日に「年金受給権者現況届」を提出することになります。

■**問い合わせ** 村住民福祉課住民係 ☎49-3112